

議案第52号	三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例の制定について
ふれあいと創造の里	ふれあいと創造の里ふれあい館を改築するに当たり、ふれあいと創造の里の位置並びに改築後のふれあい館の施設及びその使用料を新たに定めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】 現行条例ではふれあいの創造の里の位置を現ふれあい館の建築位置である三田市四ツ辻字西野々1425番地2としているが、(仮称)新ふれあい館は同字1129番地1に建築されるため、ふれあいの創造の里の位置についてこれに変更するもの。  
また、(仮称)新ふれあい館内に設ける施設及びその使用料を定めるもの。

【関係法令】 地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)

【改正内容】 ● 位置の変更【第2条関係】

【現行】

第2条 創造の里の位置は、次のとおりとする。  
三田市四ツ辻字西野々1425番地2

【改正】

第2条 創造の里の位置は、次のとおりとする。  
三田市四ツ辻字西野々1129番地1

● 施設名称の変更【第3条関係】

【現行】

第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。  
2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センターにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、ふれあい館に集会室及び和室を置く。

【改正】

第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。  
2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センターにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、ふれあい館に大会議室及び小会議室を置く。

3 施設使用料の改正(別表5関係)

【現行】

5 ふれあい館

区分	使用料の額(30分につき)
集会室	300円
第一和室	50円
第二和室	50円

【改正】

5 ふれあい館

区分	使用料の額(30分につき)
大会議室	400円
小会議室	100円

備考

3 隣接する展示コーナーを含めて大会議室を使用するときは、使用料の額に30分につき100円を加算する。

【施行期日】 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

【予算措置】 ふれあい館改築費用として計上済